

# アマチュア問答集

(平成14年2月22日改正)

学生野球は教育の一環として学校が認めた野球であるため、これによって得た名声を利用したり、広告、宣伝に使われたりして、学生野球の本義を逸脱してはならない。ここにアマチュア問題などの主なものを問答形式で掲載して、日本学生野球憲章の徹底を期したい。

(プロ、アマ関係)

問1 プロ野球とアマチームが同一球場で同日試合してもよいか。

答) 構いません。現に東京六大学、東京大学両連盟では神宮球場で学生野球優先で入替申合書を交換してリーグ戦中にプロ野球と併用が行われております。

問2 球場の新改装こけら落としなどの催物としてプロ球団と同一日に試合をしてもよいか。

答) 許可を必要とします。(主催者の区分を明確にすること)

問3 野球以外のプロスポーツ競技者または芸能人などと試合ができるか。

答) できません。

問4 退部届を提出したドラフト指名待ちの選手や指名を受けた選手が母校の部員と一緒にトレーニングができるか。

答) プロ球団と契約しても翌年1月中旬から始まる合同トレーニング等に参加するまでは構いません。

問5 雑誌、新聞等に掲載される目的でプロ野球選手やその他のプロスポーツ競技者と写真撮影したらどうなるか。

答) 違反となります。

問6 元プロ選手と紙上対談やテレビ番組で対談してよいか。

答) 指導者に限って記者クラブに登録されている元プロ野球選手で、その対談内容が純然たるスポーツ番組やニュース番組に限り許可制で認める場合がある。

問7 母校を背景としたOB会や同窓会などの行事に元プロ関係者が参加した場合の取材ができますか。

答) OB会や同窓会が主催した行事ならかまいませんが、テレビ局等の企画ではいけません。

問8 プロ球団にアマの球場を貸してよいか。

答) 差支えありません。

問9 プロ球団のグラウンドでアマが練習してよいか。

答) 差支えありません

問10 プロ球団の練習の手伝いができるか。

答) できません。

問11 部員がプロ野球の試合でアルバイトとしてボールボーイ、バットボーイをしても構わないか。

答) 球場管理者が所属連盟を通じて依頼したものについては差し支えありません。

問12 プロ球団よりボールとか用具(名前入り)をもらって使用してもよいか。

答) 連盟が受け取り加盟校に配布する場合は差し支えありません。ただし、OBが個人の資格で母校

に寄付したのなら構いません。

問 13 現在のアマ復帰資格審査は、いつの日までにプロを退団したものがとれるのか。

答) 昭和33年12月31日までに最終球団を退団し、社会人か軟式の一方いずれかのアマ資格を取得している者に限り特別審査をします。

問 14 社会人、軟式でアマ資格をもっている学生のアマ資格をとる必要があるか。

答) とる必要があります。

問 15 プロ野球選手の資格を持つのは契約日か、意志を表示した時か。

答) 日本学生野球憲章第22条の定めに従って決まります。

問 16 プロ球団との入団交渉で部長、監督が関与できる範囲はどこまでか。

答) 進路指導までとし、契約交渉、及び入団発表には関与できません。

問 17 学校の野球部が、雑誌にOBのプロ野球選手を載せてよいか。

答) かまいません。

問 18 学生のアマチュア資格をとっていないプロ野球退団者を受け入れた社会人チームと試合や練習することができますか。

答) 日本野球連盟の承認を受け、本協会に届出を終了している社会人チームであれば試合や練習をすることができるが、高校野球ではその者を除いた場合に限り試合や練習をすることができる。

問 19 元プロ野球選手が国籍の関係で他国でアマになっている場合、その本人が所属するチームと試合することができますか。

答) その国でアマと認められている時は試合して差支えありません。

問 20 部員が映画やドラマのエキストラとして出演できますか。

答) できません。

問 21 野球以外のプロ競技者の扱いはどうなるのか。

答) プロ野球の選手と同様です。ただし野球以外のプロ競技者とトレーニングをする場合は許可を必要とします。

問 22 プロのテストを受けた者は、合否にかかわらず進学して上級学校の野球部に入れるか。

答) 契約をしていなければ進学して野球部員として活動できます。

問 23 元プロ野球選手でアマ資格のない者が学校野球のテレビ放送の解説ができるか。

答) できません。

問 24 元プロ野球選手がアマ資格取得後にまたプロ入り、退団して再びアマ資格を申請できるか。

答) できません。

問 25 プロ球団が学生野球のテレビ放送のスポンサーになれるか。

答) なれません。

問 26 母校を背景としたアマのOB同士の軟式、硬式試合にはプロ関係者及び元プロ関係者が参加できるか。

答) 現役のプロ関係者は参加できませんが、元プロ関係者は参加できます。

問 27 前記の試合に学生チームの現役の部長、監督や各連盟、協会の役員が参加できるか。

答) 許可を受ければ参加できます。

問 28 現役の野球部員を交えたOBとの混合チームにプロ関係者及び元プロ関係者が参加できるか。

答) 参加できません。

問 29 元プロ関係者を交えたOB同士の軟式、硬式試合に現役の野球部員が手伝いできるか。

答) 差し支えありません。

問 30 プロ関係者の範囲はどこまでか。

答) プロ球団のオーナー、球団職員、監督、コーチ、トレーナー（常勤）選手、スカウトなどの球団関係者やコミッショナー、コミッショナー事務局員、セ・パ連盟会長、連盟職員、審判員、公式記録員などプロ野球に関するもの全てをさします。

問 31 指導者、役員を対象とした連盟主催の研修会やシンポジウムでプロ関係者を講師として依頼できますか。

答) 日本学生野球協会審査室の許可を受ければ構いません。

問 32 野球部の指導者が、教え子であるプロ野球選手の後援会の発起人を頼まれた。引き受けてもよいか。

答) いけません。

（アマチュア違反）

問 33 アマチュア違反によりアマ資格を失った場合、復帰できますか。

答) 日本学生野球協会審査室の審査が必要です。

問 34 テレビ、舞台にユニホームを着て出演してよいか。

答) グラウンドや学校の施設以外ではいけません。

問 35 テレビ、ラジオに出演した時、司会者が芸能人（プロ）の時はよいか。

答) いけません。

問 36 野球部関係者がクイズ、のど自慢等の視聴者参加番組に出演してもよいか。

答) いけません。

問 37 議員の選挙運動の際に野球部指導者が応援演説をしたり、部員が支援のアルバイトをしてもよいか。

答) いけません。

問 38 単行本を出版して著者が野球部関係（アマ）の肩書をつけてよいか。

答) いけません。

問 39 野球部関係者が書籍の広告について表紙、帯に名前を使用してよいか。

答) アマ野球の肩書以外は構いません。

問 40 新聞、雑誌の広告に野球部員として掲載されてよいか。

答) いけません。

問 41 新聞、雑誌に掲載される記事（写真）で特定企業の製品を推奨してもよいか。

答) いけません。

問 42 商業行為に直接結びつく行為に関与や協力ができますか。

答) できません。（優勝記念セールなど）

問 43 新聞、雑誌に署名入りで寄稿したり、中継放送で解説したりする場合アマ野球の肩書を使用したり、自筆サインをしたり、報酬を受けとってもよいか。

答) 構いません。

問 44 指導者の講演可能な対象はどこまでか。

答) 他校生徒、教職員会合、他スポーツ団体、企業の新入社員、同幹部社員を対象に開くセミナーなどいずれも構いませんが営利目的や企業の販促活動などはいけません。

問 45 講演で交通費、宿泊費以外に報酬または金品を受けてよいか。

答) 法外な金品を受け取ってはいけません。

問 46 野球部後援者（部長、監督、コーチ等当事者も含む）宅で下宿した場合の経費免除はよいか。

答) いけません。

問 47 学校の制度として野球部員であることを理由とした授業料、生活費の免除（特待生制度）及び奨学金制度などはどうなるのか。

答) いけません。

問 48 学校の制度として全学生を対象とした特待生制度及び奨学金制度において奨学金などを受ける時はどうか。（全学生と同条件、同資格の上で）

答) 野球部員であるという理由でなければ構いません。

問 49 スポーツ選手を対象とした推薦入学制度はどうか。

答) 構いません。ただし、高校では野球に関する実技テストはできません。

（寄付金）

問 50 プロ野球選手（OB）から野球部母校に寄付金をもらってよいか。

答) 個人の立場としてならば差支えありません。

問 51 諸大会などに出場する際、寄付金が集められているが、野球部としてはどうすればよいか。

答) 学校指導のもと、適切な金額によるものでなければなりません。

問 52 大会出場時に、特定の運動具店から企業名入りの用具の寄贈を受けたり、借用してもよいか。

答) いけません。用具に限らず企業から商品の無償提供を受けることもいけません。

問 53 大会出場に際し、プロ球団から祝いの金品を受けとってよいか。

答) いけません。

問 54 試合がテレビ、ラジオで中継された場合に助成金を受取れるか。

答) 主催者が受取るのは構いません。

問 55 招待試合で招かれた場合、交通費、宿泊費以外に金品を受けることはよいか。（直接経費ではないもの）

答) 必要経費と認められるもの以外はいけません。

（その他）

問 56 遠方遠征の際、主催者の制限はありますか。

答) 大学においては日本学生野球憲章第 5 条、第 6 条、高校においては第 17 条の規程に従って下さい。

問 57 応援団の起こした不祥事の責任が、野球部にまで及ぶ場合がありますか。

答) 試合の進行を妨げたり、試合前後に自校や相手校の関係者に危害を加えるようなことがあれば野球部の責任となります。

問 58 応援団の小道具に表示できる団体の制限はどこまでか。

答) 学校、校友会、野球部後援会名義だけで個人名はいけません。

問 59 応援団の小道具に具体的な品名等を表示してよいか。

答) 物品のPR活動をしたり、無償提供を受けたりしてはいけません

問 60 大会などで優勝予想の広告を出してもよいか。

答) 予想するようなものは、学生野球の精神に反するもので許可できません。主催者が自ら行う場合もいけません。

問 61 新入生の公式試合出場時は入学式以後か、それとも入学手続を完了した時か。

答) 大学は入学手続を完了した時、高校は入学式を終了した後です。